

## ① 本町の公共施設に関する町民の声について

私個人の政治活動の一環として、これまで町内の8500世帯以上に「長与町の変えるべきところ・変わってほしくないところ」についてご意見を求めるダイレクトメールを配布してきました。様々な年代・性別の方から多くのご返信をいただき、すでにいくつかを一般質問に反映してきましたが、今回はその中から、町内公共施設についてのご意見を基にした内容を中心に、以下質問いたします。

- (1) 長与町図書館の閉館時刻が18時というのは、社会人の利用者にとっては早く、利用しづらい。また、祝日が休館日なものも、利用者にとって大変不便であり、教育に力を入れている町の図書館としては残念に思われるが、開館日・時間の改善ができないか。
- (2) スポーツ施設を予約する際、一般的な抽選申し込みの場合、町内団体であっても前月の1日からしか予約ができず、抽選結果も前半月ばとなる。実施する集会・イベントなどの開催の周知・告知を行いたくても場所が確定しなければ行えないこともあり、もっと前から予約ができるようにしてほしいとの声があるがどうか。また、公民館などの文化施設もスポーツ施設と同様にオンラインで手軽に予約ができるようにできないか。
- (3) 長与総合公園水泳プールについて、トイレが和式しかなく、かつかなり古びていて、それが原因でプールを利用したくないという子供もいる。学校や公民館のトイレの洋式化や多目的トイレ設置が進む中、何十年も前のままの総合公園水泳プールのトイレもそのように改修すべきではないか。
- (4) 長与町海洋スポーツ交流館の艇庫は条例および条例施行規則により「長与町海洋スポーツクラブ協会」か「長与町ペーロン保存会」に所属する団体に限られているが、海洋スポーツクラブ協会への所属および艇庫の使用を希望する本町のマリンスポーツ発展の寄与に意欲的な団体がいるにも関わらず、協会長が多忙などの理由で会うことができず所属および艇庫使用の許可が得られない状態となっている。町の施設の使用の可・不可が一私人の都合・判断にゆだねられている状態は適当ではないと考えるがどうか。

## ② 性的マイノリティの人権擁護について

去る11月1日より、東京都がパートナーシップ制度を開始しました。パートナーシップ制度が利用できる自治体に住む人の数は、日本の人口の60%を超えています。本町は「幸福度日本一」の町づくりを目指すとして標榜していますが、性的マイノリティ当事者にとって、パートナーシップ制度がある町の方が、制度がない町よりも幸福度が高いのは自明です。各種調査の結果から少なく見積もっても人口の5%前後は存在する性的マイノリティは本町で「幸福度日本一」を感じてもらおう対象に含まれないのか。以下、町長の考えを聞きます。

- (1) 本町は令和3年度に職員向けにLGBTに関する研修動画を購入し使用している。その内容として「ここでなら打ち明けても大丈夫と思える職場づくり」の必要性や「LGBTに理解を示す組織的なメリット」などの項目があったが、職員に対してLGBTへの理解を求める前に、パートナーシップ制度導入によってまずは町が「長与町はLGBTの権利を尊重する町である」という姿勢を打ち出すべきではないか。
- (2) 憲法第14条においてすべての国民は人種、信条、性別などによって社会的に差別されないことが定められているが、法的に婚姻ができない性的マイノリティのカップルは法律上の夫婦と比較して、社会的な立場においてさまざまな格差があるのは明らかである。「日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固

く誓います」と宣誓している本町職員は、パートナーシップ制度の導入によってこの格差がわずかでも少なくすることで憲法第14条の理念を尊重・実現すべき義務があると考えるがどうか。